

文京区自殺対策計画(素案)について

1 概要

平成28年改正自殺対策基本法第13条第2項に基づき、市町村は自殺対策計画の策定が義務付けられた。区は国の自殺総合対策大綱、市町村自殺対策計画策定の手引き及び東京都の自殺総合対策計画を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた取組を推進するため、文京区自殺対策計画を策定することとなった。

このたび、自殺対策計画策定検討会議及び自殺対策委員会での検討を踏まえ、素案がまとまったので報告する。

2 検討の経緯

平成30年 9月	第1回自殺対策計画策定検討会議
平成30年12月	第1回自殺対策委員会 第2回自殺対策計画策定検討会議
平成31年 1月	第2回自殺対策委員会 第3回自殺対策計画策定検討会議

3 文京区自殺対策計画(素案)

別紙のとおり

4 今後のスケジュール(予定)

平成31年2月	2月定例議会にて素案報告
3月～6月	パブリックコメントの実施 自殺対策計画策定検討会議及び自殺対策委員会にて検討 庁議及び6月定例議会にて最終案報告
7月	文京区自殺対策計画の策定

文京区自殺対策計画 (素案)

平成31年1月
文京区

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	
1 計画の趣旨.....	
2 自殺対策基本法の理念.....	
3 計画の位置づけ.....	
4 計画の期間.....	
5 策定体制.....	
第 2 章 文京区の自殺の現状	
1 統計データから見る区の自殺の現状.....	
2 区の自殺の特徴.....	
3 これまでの区の取組.....	
第 3 章 文京区自殺対策計画の基本的な考え方	
1 計画の基本方針.....	
2 計画の基本理念.....	
3 計画の目標.....	
4 施策の体系.....	
第 4 章 自殺対策推進のための取組	
1 区民への自殺対策の啓発と周知.....	
2 自殺対策を支える人材の育成.....	
3 自殺を防ぐための関係機関・地域ネットワークの強化.....	
4 悩みを抱える人への支援.....	
5 目標値及び目標指標一覧.....	
第 5 章 計画の推進	
1 推進体制.....	
2 計画の進行管理.....	



計画策定にあたって

1 計画の趣旨

我が国の自殺者数は、1998年以降3万人を超える水準で推移し、2010年以降減少しているものの、年間2万人を超えており、自殺死亡率*は、主要先進7か国で最も高い状況です。

また、15～39歳の若い世代は死因の第1位が自殺となっており、若年層の自殺が深刻な状況となっています。

本区の自殺者数は2000年をピークに増減を繰り返しながら減少傾向にありますが、依然として年に30人前後の大切な命が失われています。

こうした状況の中、本区では自殺対策の庁内連携体制構築を目的に自殺対策連絡会を定期的開催し、関係部署が中心となり、自殺の現状や自殺対策の取組について、情報交換等を行ってきました。また、自殺対策を支える人材の育成のために「こころといのちのゲートキーパー養成講座」の開催、区民への自殺対策啓発周知のために講演会や相談窓口一覧リーフレットの作成・配布等の取組を進めてきました。

2016年には、「自殺対策基本法」の一部改正により、都道府県・市区町村に対して、地域の実情に即した自殺対策計画の策定が義務付けられました。

また、2017年に閣議決定した「自殺総合対策大綱」で、国は2015年の自殺死亡率18.6を2026年までに13.0以下とすることを数値目標として掲げています。

自殺が多様かつ複合的な原因や背景を有するものであり、その背景に社会的要因があることを踏まえ、本区としても自殺対策を総合的に推進していくために「文京区自殺対策計画」を策定します。

*自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺死亡者数を指します。

2 自殺対策基本法の理念

策定にあたっては、「自殺対策基本法」における理念を踏まえ、本区の現状に即した自殺対策を展開していきます。

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

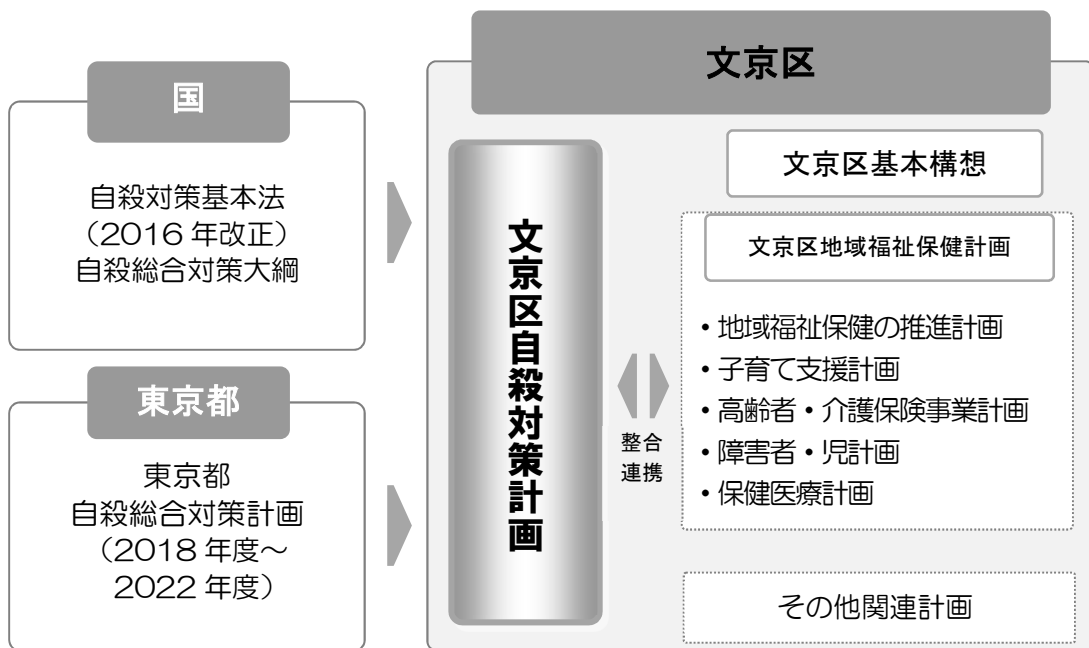
5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

2016年4月1日改正 自殺対策基本法 第二条 基本理念より

3 計画の位置づけ

本計画は2016年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市区町村自殺対策計画」として策定するものです。

「東京都自殺総合対策計画」や本区の上位計画である「文京区基本構想」、関係する他の計画である「地域福祉保健の推進計画」「子育て支援計画」「高齢者・介護保険事業計画」「障害者・児計画」「保健医療計画」等との整合性・連携を図りながら進めていきます。



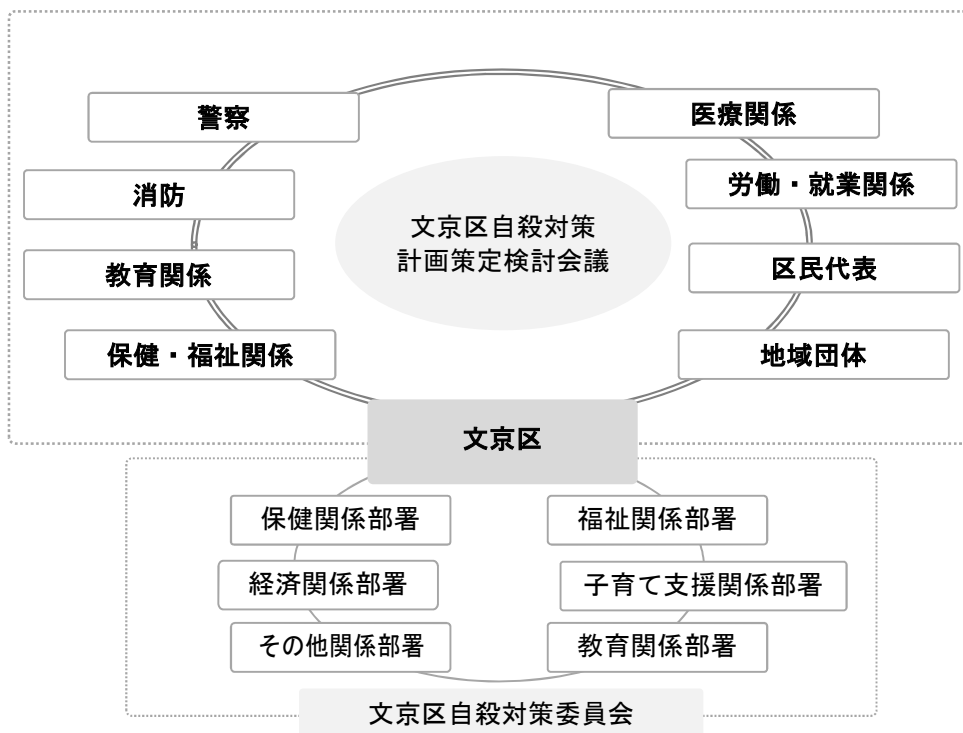
4 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。社会情勢の変化、国や都の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
文京区自殺対策計画	計画期間5か年					
	進行管理	進行管理	進行管理	進行管理	改訂作業	次期計画

5 策定体制

本計画の策定にあたっては、外部団体等を含めた有識者による「文京区自殺対策計画策定検討会議」及び、庁内関係部署で構成する「文京区自殺対策委員会」において計画の内容について協議を行いました。





文京区の自殺の現状

自殺の統計には、「警察庁の自殺統計原票を集計した結果（自殺統計）」と「厚生労働省の人口動態統計」があり、対象や計上の仕方に違いがあります。

【厚生労働省の「人口動態統計」】

- 調査対象
日本における日本人（外国人は含まない）を対象としています。
- 調査時点の差異
住所地を基に死亡時点で計上しています。
- 自殺者数の計上方法
自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について自殺の旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

【警察庁の「自殺統計」】

- 調査対象
総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。
- 調査時点
発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上しています。
- 自殺者数の計上方法
捜査等により自殺であると判明した時点で計上しています。

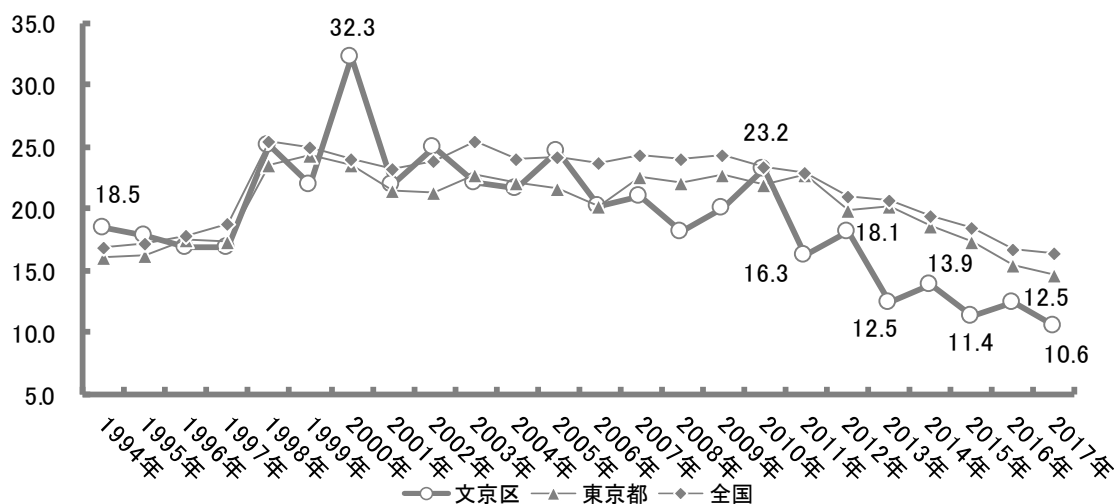
本計画書においては、警察庁の自殺統計を元に厚生労働省自殺対策推進室が作成した資料を用いているため、「厚生労働省 自殺統計に基づく自殺者」と記載しています。

1 統計データから見る区の自殺の現状

(1) 自殺死亡率の推移

本区の自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺死亡者数）の推移をみると、2000 年をピークに減少傾向となっています。2017 年では自殺死亡率が 10.6 で、東京都 14.6、全国 16.4 よりも低くなっています。

図 1 自殺死亡率の推移（全国・東京都・文京区）



資料：人口動態統計

表 1 自殺死亡率の推移（全国・東京都・文京区）

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
○ 文京区	18.2	20.0	23.2	16.3	18.1	12.5	13.9	11.4	12.5	10.6
△ 東京都	22.1	22.7	22.0	22.7	19.9	20.2	18.7	17.4	15.5	14.6
◇ 全国	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4

資料：人口動態統計

